

RORO・フェリー航路充実強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、国内から府営港湾への集貨を促進し、「大阪“みなと”」の競争力を強化するため、予算の定めるところにより、府営港湾における取扱貨物量の増加に資する事業に対し、RORO・フェリー航路充実強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 府営港湾 堺泉北港、阪南港、二色港、泉佐野港、泉州港、尾崎港、淡輪港及び深日港をいう。
- 二 定期航路 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第3項に規定する定期航路事業として、同法第3条の規定により許可を受け又は同法第19条の5の規定により届出られた航路をいう。
- 三 船会社 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項で定める「船舶運航事業」を行うものをいう。
- 四 荷主 貨物の法的所有権を有しフォワーダーなどの運送業者に輸送を依頼する者をいう。
- 五 フォワーダー 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）で規定する貨物利用運送事業者や、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）に規定する一般港湾運送事業を行う事業者など、荷主から貨物を預かり、荷主の代行として輸送を依頼する者をいう。
- 六 食貨物 農林水産物及び食品の輸出の促進にかかる法律（令和元年法律第57号）第2条第1項で定める「農林水産物」及び同条第2項で定める「食品」をいう。

(補助事業者等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う補助事業者は次のとおりとする。

- 一 府営港湾において、新たに定期航路を開設した船会社
- 二 現に府営港湾において定期航路を就航しており、船舶の大型化又は増便を行った船会社
- 三 堺泉北港に年間10隻（月1隻程度の頻度）以上寄港する船舶を運航し、増便を行った船会社
- 四 トラック・トレーラーにより陸上輸送していた貨物を府営港湾の定期航路を用いた海上輸送に切り替えた荷主

五 既に府営港湾の定期航路を用いた海上輸送を行っており、既存の貨物に加えて貨物量を増加させる荷主

六 第4号から第5号において、食貨物を他港から府営港湾に移入する荷主

2 前項第1号から第3号については、次の各号に規定する要件をすべて満たす場合のみ補助の対象とする。

一 下記（イ又はロ）の要件をすべて満たす船舶であること

イ 海上運送法第2条第10項に規定する自動車航送の用に供される船舶又はロールオン・ロールオフ船（貨物を積載したトラック、トレーラー等が自走で乗降でき、そのまま輸送することができる船舶をいう。）であること

ロ 内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第1項に規定する内航運送の用に供される船舶であること

二 第7条の規定による交付決定を受けた年度における取扱貨物量が、対前年度同期間比で増加していること

3 第1項第4号から第6号については、次の各号に規定する要件をすべて満たす場合のみ補助の対象とする。

一 下記（イ又はロ）の要件をすべて満たす船舶を利用した輸送であること

イ 海上運送法第2条第10項に規定する自動車航送の用に供される船舶又はロールオン・ロールオフ船（貨物を積載したトラック、トレーラー等が自走で乗降でき、そのまま輸送することができる船舶をいう。）

ロ 内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第1項に規定する内航運送の用に供される船舶

二 荷主及び船会社又はフォワーダーとの共同申請であること。

三 第7条の規定による交付決定を受けた年度における取扱貨物量が、対前年度同期間比で増加していること

（補助対象期間）

第4条 補助対象期間は、第7条の規定による交付決定を行った年度内で、知事が定める期間とする。

（補助の対象となる経費及び補助金の額）

第5条 補助の対象となる経費は補助事業における輸送にかかる経費とし、補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 知事は、第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、当該年度の補助対象貨物量等の実績に応じた補助金を交付する。

（補助金の交付の申請）

第6条 規則第4条第1項の申請は、会計年度ごとに補助金交付申請書（様式第1号の1又は様式第1号の2）を知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請書は、知事が定める期日までに提出しなければならない。

3 第3条第1項第1号から第3号の補助事業者は、本条第1項による補助金交付申請書を提出するにあたっては、当該申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 要件確認申立書（様式第1号の4）

二 暴力団等審査情報（様式第1号の5）

三 就航する船舶の延長、総トン数その他の当該船舶の諸元が確認できる書類

四 申請年度及びその前年における取扱貨物量（様式第1号の1別紙）

4 第3条第1項第4号から第6号の補助事業者は、本条第1項による補助金交付申請書を提出するにあたっては、当該申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 事業計画書（様式第1号の3）

二 要件確認申立書（様式第1号の4）

三 暴力団等審査情報（様式第1号の5）

（補助金の交付の決定）

第7条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更・中止等）

第8条 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助金の減額の20%を超えない額の変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、海上運送法第3条の規定により許可を受け又は同法第19条の5の規定により届け出られた内容のうち、補助金の算定に影響を及ぼす変更を伴わない変更とする。

3 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする者は、事業変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類等により、当該申請の内容を審査し、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更を承認すべきと認めるときは、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更を承認し、事業変更承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

5 規則第6条第1項第3号の規定により知事の承認を受けようとする者は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

6 知事は、前項に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類等により、当該申請の内容を審査し、補助事業を中止し、又は廃止することを承認すべきことを認めるときは、補助事業を中止し、又は廃止することを承認し、事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第9条 補助金の交付を申請した補助事業者は、第7条の規定による通知を受けとった日から起算して30日以内に限り、補助金交付申請取下申請書(様式第7号)を知事に提出することにより、当該申請を取下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 知事は、規則第8条第1項又は第15条第1項、若しくは第2項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更したときは、補助金交付決定変更通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、航路開設等を行った後又は第7条の規定により補助金の交付決定を受けた後、補助事業進捗報告通知書(様式第10号の1)による知事の請求に基づき、当該期間の取扱貨物の状況について、補助事業進捗報告書(様式第10号の2又は3)により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、第4条に規定する補助対象期間が終了したときは、その日から30日以内に補助事業実績報告書(様式第11号の1又は2)を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前2項の規定により報告された取扱貨物の状況のうち、知事が別途指定する期間における取扱貨物の実績を証明できる資料を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条第2項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第12号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

補助事業者	補助金の額
第3条第1項第1号から第3号 (船会社)	増加貨物について 車両1台あたり5,000円 (車両以外の貨物については10トンにつき5,000円)
第3条第1項第4号から第5号 (荷主)	増加貨物についてトラック・トレーラー1台あたり(片道分) 堺泉北港-千葉港間 19,000円 堺泉北港-新門司港 14,000円 堺泉北港-宮崎港 14,000円 (6m以下のトラック・トレーラーの場合は上記単価の1/2とする) 増加貨物が食貨物である場合 1TEU又は20トンあたり5,000円を上記の補助金の額に加算